

2024年 3月 21日

環境省自然環境局長 殿

公益社団法人日本動物福祉協会
理事長 黒川 光隆
東京都品川区東五反田 2-6-5 フロインデ2F

「畜犬取締り及び野犬掃討条例」等についての要望書

拝啓 春分の候 益々のご清栄のこととお慶び申し上げます。

当協会は動物福祉理念の普及を通していのちにやさしい社会の実現を目指し、昭和32年の創設以来、日々動物虐待の防止・動物福祉の向上のための活動を行っております団体です。

先日の貴省主催「中央環境審議会動物愛護部会」においても、当協会の臨時委員からご提起申し上げました通り、「畜犬取締り及び野犬掃討条例」における殺処分方法に関し、政府指針「動物の殺処分方法に関する指針」と異なる方法で実施されている自治体が散見されます。

ご高承の通り、「畜犬取締り及び野犬掃討条例」は、昭和20年から30年代にかけて、全国の市町村で制定され、北海道の多くの市町村では、現在も本条例に基づいて、毎年4月から9月の期間、野犬掃討が実施されています。また、一部の自治体では本条例を「動物の愛護及び管理に関する条例」に改名しています。いずれにせよ、実施方法には、「薬殺」があり、「硝酸ストリキニーネ」を条例に明記している自治体や実際使用している自治体もあります。硝酸ストリキニーネは非常に強い苦痛をもたらすことが知られており、人道的観点から、現在では海外は勿論のこと、日本の大学・企業等の研究施設でも、殺処分のために硝酸ストリキニーネを使用することは禁止されています。

条例内で、野犬は「畜犬以外の犬」と定義されているため、自治体が野犬をノイヌと解釈するかノライヌと解釈するかで、処分方法がわかれています。平成7年7月4日付け総理府告示40号「動物の殺処分方法に関する指針」には対象動物が「動物の愛護及び管理に関する法律（以下動物愛護管理法）」第44条4項に掲げる動物の他、対象動物以外の動物を殺処分する場合においても、この指針の趣旨に沿って配慮するよう努めることと明記されています。

動物の殺処分方法については、特に元家庭動物であるノイヌ・ノネコと区分した動物についてやむを得ず殺さなければならない場合、緊急時（狂犬病発生時）を除き、動物愛護管理法第

40条1項のとおり、「できる限りその動物に苦痛を与えない方法によってしなければならない」と考えています。

この観点に則し、以下の要望についてご検討いただきますようお願い申し上げます。

【要望】

1. 「野犬」の中にノライヌとノイヌを区別していない自治体も多い。したがって、愛護動物であるノライヌが薬殺等による捕獲・駆除される可能性がある。そこで、「野犬」の殺処分については、緊急時（狂犬病発生時）を除き、捕獲及び殺処分方法については動物愛護管理法40条1項を適用すること。
2. 環境省は、毎年実施されている野犬掃討で捕獲及び駆除された頭数の報告を自治体における殺処分数として、動物愛護管理法に沿って受けること。なお、生きて捕獲した場合は引き取り及び収容頭数として同様に受けること。
3. 「動物の殺処分方法に関する指針」第2.定義の対象動物に、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」により駆除される動物も追加することや、安楽殺方法を明記するなど指針の見直しを図ること。特に、ノイヌ・ノネコの殺処分については、動物愛護管理法第40条1項を適用すること。
4. 条例での薬殺（硝酸ストリキニーネ使用）の実態調査を実施し、（緊急時を除き）廃止も含め検討すること。

上記要望については、ご検討いただきました結果等をお知らせいただけましたら幸甚です。

ご公務御多端の折とは存じますが、どうぞよろしくご高配をお願い申し上げます。

敬具